

『豊田市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』

ができました

Q なぜ条例制定が必要？ A 安全の意識を高め、自転車保険の加入促進を図ります

健康面・環境面などの側面から、自転車の利用が見直されています。しかし一方で、自転車のルールを守らない利用者が見られることから、利用者が安全意識を高め、交通ルールを正しく理解する必要があります。また、自転車側が加害者となる事故が、豊田市だけでなく全国でも多く発生しています。加害者側に高額な賠償命令が出る事例もあることから、被害者救済のため、利用者等が自転車損害賠償保険等に加入するよう、条例を制定することで促進していきます。



Q どんな条例ができるの？ — 条例のポイント

一人ひとりが自転車の安全利用について理解を深め、市民が安心して暮らせるまちの実現を目指します

1 自転車交通安全教育の充実

市は関係機関や関係団体と協力しながら、自転車利用者への教育及び啓発の機会を充実していきます。また、地域、家庭、職場、学校などでも交通安全教育を実践しましょう。

2 自転車利用時の交通ルールの遵守

歩道では歩行者を優先、酒気帯び・傘さし・携帯電話等操作しながら・イヤホン等を着用し、周囲の音が聞こえない状態での運転等を禁止、前照灯等の点灯ほか、ルールをしっかりと守りましょう

3 全年代におけるヘルメット着用と自転車の定期的な点検・整備の促進

自分の身を守るためにも、自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。また、安全に乗るために自転車をしっかりと点検・整備を行いましょ

4 自転車損害賠償保険等の加入促進

義務化

(令和2年10月1日から)

もし、交通事故の加害者になった場合でも、被害者救済や経済的負担を軽減するために自転車損害賠償保険等に加入しましょう



5 自転車安全利用推進強化地区の指定

自転車利用者への啓発を重点的に行う地区を指定します

Q いつから適用されるの？

○令和2年4月1日

(ただし、自転車損害賠償保険等の加入の義務に関する事項は

令和2年10月1日施行)

自転車保険にはどんな種類がありますか？

各保険会社等で販売している自転車保険単独のものをはじめ、自動車保険、火災保険、団体の共済、クレジットカードなどに付帯されているもののほか、自転車店で点検・整備(有料)すると付帯されるもの(TSマーク)があります。

まずは、自身の加入状況を確認しましょう。



豊田市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の骨子（各主体の責務等）

目的

自転車の安全で適正な利用の普及啓発に関する施策を推進することで、自転車利用者の交通安全の確保及び交通安全意識の向上、自転車事故による被害者の保護を図る

市

- 自転車の安全で適正な利用について、市民に対して教育及び啓発の実施
- 自転車の安全利用に関する活動を行う者に対して、取組を支援
- 自転車安全利用推進強化地区（中学校区単位）の指定

市民（居住・滞在・通過する人）

自転車利用者

- 自分を守る**
- 乗車用ヘルメットの着用
 - 反射器材の装着

みんなを守る

- 法令等の遵守
 - ・歩行者の保護
 - ・酒気帯び、傘さし、携帯電話等操作、イヤホン等を着用して、周囲の音が聞こえない状態での運転等の禁止
 - ・前照灯等の点灯 ほか
- 自転車損害賠償保険等の加入

自転車を守る

- 自転車を安全に走行させるための点検・整備

義務

運転者 自動車等

- 自転車が車両であることを認識し、ともに安全に通行できるように配慮する

保護者

- 監護する未成年者に対して、自転車の安全で適正に利用するよう教育・指導
- 未成年者に対し、乗車用ヘルメットの着用や自転車の点検・整備
- 監護する未成年者が自転車を利用するとき、**自転車等損害賠償保険等に加入する**

市民

- 自転車の安全で適正な利用について、積極的に理解を深める

小売事業者等

自転車の購入（借りる）者に対する取組—自転車小売事業者、自転車貸出事業者

- 自転車の安全で適正な利用についての啓発の推進
- 自転車利用者及び保護者の責務の周知
- 安全性の向上が図られた自転車の利用を促進、販売（貸出）
- 乗車用ヘルメットの着用の促進、点検・整備についての情報提供及び助言
- 自転車損害賠償保険等の加入に関する情報提供及び助言（保険等を付した自転車を貸出）

事業者

- 自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全利用の研修の実施や自転車損害賠償保険等に加入するように勧奨
- 事業活動のために従業員に自転車を利用させるときは、乗車用ヘルメットの着用の推進、自転車の点検・整備及び自転車損害賠償保険等に加入

学校

- 学校の長は、児童、生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用をはじめ自転車の安全利用の教育・指導などの実施を推進
- 保護者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無の確認、加入を勧奨